令和６年度 第１回 清里区地域協議会次第

日時：令和６年５月２８日（火）
午後６時３０分から
会場：清里コミュニティプラザ
３階 多目的ホール

１　開　会

２　あいさつ

３　自己紹介
（1）事務局
（2）地域協議会委員

４　協議事項
（1）会長及び副会長の選任について　・・・　資料１－１、資料１－２
（2）地域協議会の運営について　・・・　資料１－１、資料１－３
（3）上越市地区公共交通懇話会委員の選任について　・・・　資料２
（4）前期地域協議会委員からの引継ぎ事項について　・・・　資料３

５　報告事項
（1）令和６年度 清里区総合事務所の職員体制について　・・・　資料４
（2）令和６年度 清里区関連予算について　・・・　資料５

６　その他
（1）令和６年度 第２回清里区地域協議会の開催（案）について

日時：令和６年　　月　　日（　　）午後　　時　　分から

会場：

（2）地域協議会委員証の交付について　・・・　資料６

７　閉　会

資料１－１

清里区地域協議会について

整理No.	審議事項 （※は根拠例規）	これまでの状況	審議結果
①	会長、副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例（以下、「条例」という。）第６条	会　長　古澤　文夫 副会長　山川　正平	会　長 副会長
②	会議の招集請求に必要な委員数 ※条例第８条第１項第２号	全員の 1/4 の３人以上	
③	会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第５条第２項	会長と名簿順による１人	
④	地域協議会だよりの編集方法 ※条例第８条第４項	（編集委員） 会長、副会長を除く名簿逆順による２人	（編集委員）
		（編集方法など） 事務局で原案を作成し、校正及び編集後記等を記載	（編集方法など）
		（発行回数・時期） 原則年４回 計画（審議結果） （7、10、1、3 月） 実績 （R2:8、10、1、3 月） （R3:7、10、1、3 月） （R4:7、10、1 月） （R5:4、8、12 月）	（発行回数・時期）
⑤	会議の座席順 ※条例第８条第４項	会長、副会長を除く名簿順	

整理№	審議事項 （※は根拠例規）	これまでの状況	審議結果
⑥	会議の開催日時 ※条例第８条第４項	平日とし、会議開催時に次回の開催日を決定する	（開催日）
		午後３時を基本とする	（開催時間）
⑦	会議の会場 ※条例第８条第４項	清里区総合事務所 ３階 第３会議室	
⑧	書面による審議 ※条例第８条第４項	（実施の条件） ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合 ・その他、会長が認める場合	（実施の条件）
		（実施の判断） ・正副会長の協議により、会長が決定	（実施の判断）
		（表決方法） ・委員の過半数の意思表示をもって会議の議決 ・可否同数の場合は会長が決する	（表決方法）
⑨	会議傍聴人の受入可能数 ※条例第８条第４項	５人	

＜参考：関連例規＞

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第６条　地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

（会議）

第８条　会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1)　会長が必要と認める場合

(2)　それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　前３項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第５条　略

２　前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

資料１－２

清里区地域協議会委員名簿

（令和 6 年 4 月 29 日～令和 10 年 4 月 28 日）

氏　名	住　所
江口　貴司	棚　田
酒井　利幸	岡野町
佐々木　勝峰	荒　牧
竹田　恵理子	武　士
中村　弘美	寺　脇
古沢　義夫	上田島
保坂　幸男	東戸野
堀川　敏子	今曽根
松永　誠一	上稲塚
本山　保男	みらい
吉原　元一	梨　平
渡辺　浩史	平　成

（敬称略・委員は 50 音順）

資料１－３

清里区地域協議会委員座席順

会　長	副会長

江口貴司（えぐちたかし）　委員	保坂幸男（ほさかゆきお）　委員
酒井利幸（さかいとしゆき）　委員	堀川敏子（ほりかわとしこ）　委員
佐々木勝峰（ささきかつみね）　委員	松永誠一（まつながせいいち）　委員
竹田恵理子（たけだえりこ）　委員	本山保男（もとやまやすお）　委員
中村弘美（なかむらひろみ）　委員	吉原元一（よしはらもとかず）　委員
古沢義夫（ふるさわよしお）　委員	渡辺浩史（わたなべひろし）　委員

報道席

事務局

事務局

傍聴者席

入口

資料２

上越市地区公共交通懇話会設置規程

（趣旨）

第１条　この規程は、上越市地域公共交通活性化協議会会則（以下「会則」という。）第１１条第２項の規定に基づき上越市地区公共交通懇話会（以下「懇話会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第２条　懇話会は、地域における最適な公共交通のあり方について検討を行うとともに、公共交通の活性化及び再生のため主体的に取り組み、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（設置）

第３条　懇話会は、上越市地域自治区の設置に関する条例（平成２０年上越市条例第１号）第２条の表に掲げる区域その他市内の一定区域に設置することができる。

（所掌事項）

第４条　懇話会は、次に掲げる事項を協議し、上越市地域公共交通活性化協議会その他の関係機関に提案するものとする。

⑴　市の地域公共交通に関する計画に掲げる目標を達成するために行う施策のうち、懇話会を設置する区域に関する事項

⑵　その他懇話会が必要と認める事項

（組織）

第５条　懇話会は、次に掲げる１６人以内の委員をもって組織する。

⑴　懇話会を設置する区域に住所を有する人

⑵　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条第１項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する人

⑶　その他懇話会が必要と認める人

（会長）

第６条　懇話会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。

４　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（委員の任期）

第７条　懇話会の委員の任期は１年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第８条　懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　前項の規定にかかわらず、会長は、会議で協議すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面により協議を行うことができる。

（関係者の出席等）

第９条　懇話会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第１０条　懇話会の事務局は、懇話会が置かれる区域を所管する事務所その他懇話会が指定する場所に置く。

（報酬及び費用弁償）

第１１条　懇話会委員の報酬は無報酬とし、費用弁償は上越市地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程（以下「費用弁償規程」という。）第３条第１項及び第２項の規定を準用する。

２　前条の規定により関係者の出席を求めた場合は、費用弁償規程第３条第１項から第２項の規定を準用する。

（その他）

第１２条　この規程に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮り定める。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

清里区公共交通懇話会委員名簿

No	構成員の区分		所属・職名	氏名
1	第５条(1)	区域に居住する人	特定非営利活動法人 きよさとまちづくり振興会会長	
2			特定非営利活動法人 きよさとまちづくり振興会副会長	
3			清里区町内会長連絡協議会長	
4			清里区町内会長連絡協議会副会長	
5			清里区地域協議会	
6			清里区地域協議会	
7			上越市社会福祉協議会清里支所長	
8			清里区民生委員・児童委員協議会長	
9			清里小学校 PTA 会長	
10			清里中学校 PTA 会長	
11			清里区老人クラブ連合会	
12			清里牧商工会 副会長	
13	第５条(2)	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者またはその指名する人	くびき野バス株式会社常務取締役	
14			頸南バス株式会社業務課長	
15			アイエムタクシー株式会社専務取締役	
16	第５条(3)	総合事務所長またはその指名する人	清里区総合事務所長	

資料３

令和６年３月２１日

第６期清里区地域協議会会長　様

第５期清里区地域協議会
会長　古澤　文夫

次期地域協議会への引き継ぎ事項について（依頼）

第５期清里区地域協議会では、地域の課題解決や活性化を図るための取り組みとして、「坊ヶ池周辺の資源（自然や施設）を活用した地域の活性化」及び「子育て世帯、高齢者世帯が安全で安心して暮らせる環境の整備」の２つをテーマに自主的審議を行ってきました。

第６期地域協議会において、自主的審議を継続していただきたく、ご依頼申し上げます。

引　継　書

１　引継項目

自主的審議事項

⑴ 坊ヶ池周辺の資源（自然や施設）を活用した地域の活性化について

⑵ 子育て世帯、高齢者世帯が安全で安心して暮らせる環境の整備について

２　経緯

・地域協議会では、地域の活力向上に向けた議論を進めるに当たり、令和５年に実施した地域団体との意見交換などで出された意見を参考に作成した「地域活性化の方向性」を基に、自主的審議事項を決定した。

・自主的審議事項は、地域の課題解決や活性化を図るための取り組みとして、２つのテーマを設定した。

３　審議経過

・第５回地域協議会（R5.8.31 開催）において、自主的審議事項を決定した。

・第６回地域協議会（R5.9.28 開催）以降、これまで７回にわたり議論を実施した。

・第 12 回地域協議会（R6.3.21 開催）において、自主的審議事項を次期地域協議会においても議論を継続いただきたい旨、決定した。

４　審議状況と今後の方向性

⑴ 坊ヶ池周辺の資源（自然や施設）を活用した地域の活性化について

・これまで様々な提案を委員が出し合い、その提案に対し、疑問の解消と現状の分析を行ってきた。

・引き続き疑問の解消と現状の分析を行いながら、提案する項目を整理し、必要に応じて関係団体と意見交換するなど、課題を解決するための実行可能な提案に結びつくよう検討を継続していただきたい。

⑵ 子育て世帯、高齢者世帯が安全で安心して暮らせる環境の整備について

・これまで、放課後児童クラブを視察するなど、子育て世帯の現状把握と課題等の整理を行ってきた。

・議論する過程において、より詳細な現状把握が必要であるとともに、高齢者世帯においても同様であると考え、アンケート調査を実施することにした。

・地域の皆さんの生の声を聴くため、アンケート項目を引き続き整理いただくとともに、アンケートの実施方法や時期なども検討いただき、子育て世帯及び高齢者世帯の現状を把握し、課題解決に向けた提案となるよう取り組んでいただきたい。

資料４

清里区総合事務所　職員配置図

令和6年4月1日現在

〒943-0595　上越市清里区荒牧18番地
TEL:025-528-3111【代表】
FAX:025-528-3114

木田庁舎→清里区総合事務所
「612」+「内線番号」
清里区総合事務所→木田庁舎
「301」+「内線番号」

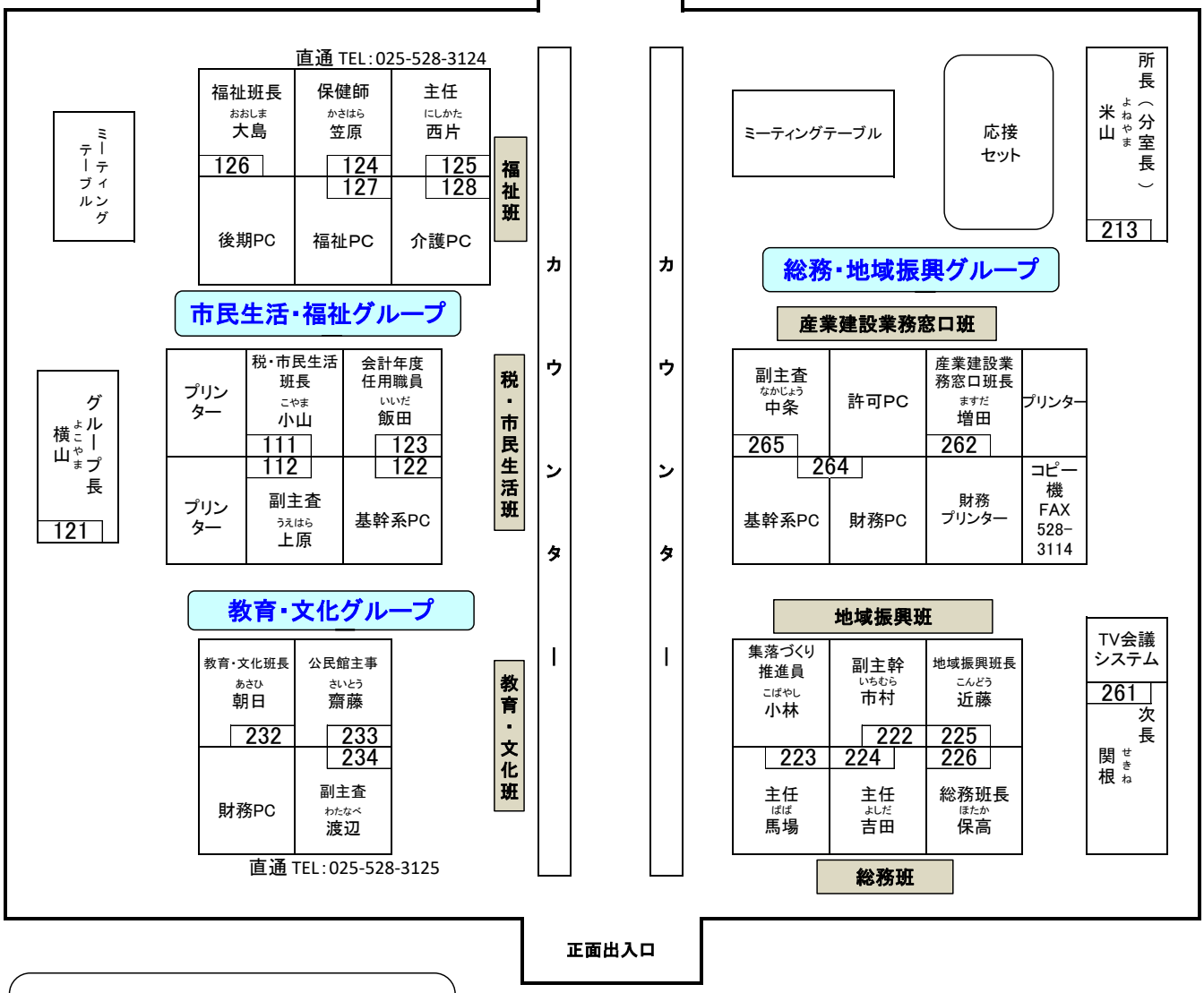

【清里区総合事務所　1階】
会議室1　151　　女子休憩室　153
図面室　154

【清里区総合事務所　2階】
会議室2　211　　男子休憩室　254
応接室　251　　印刷室　255

【清里区総合事務所　3階】
会議室3　298

【清里区総合事務所　1階】
上越あたご地域包括支援センター清里
TEL　025-530-7612
FAX　025-530-7613
内線　152

【清里区総合事務所　2階】
公文書センター事務室　（291～ 296)
※総務課参照

【清里コミュニティプラザ】
受付　411　会議室　413　調理室　414
和室　421　ホール　422

【清里コミュニティプラザ　2階 】
NPO法人　清里まちづくり振興会
TEL　025-529-1218
FAX　025-529-1236
内線　412・416

資料５

令和６年度　　清里区　主な事業・取組

【地域独自の予算事業】

◆　坊ヶ池交流施設（ビュー京ヶ岳）を活用した地域活性化への支援	2,050千円
◆　地域資源と歴史文化資源を活用した市民交流活動への支援	103千円
◆　隕石落下公園周辺の環境整備とホタル観察会等を通じた地域市民交流活動への支援	898千円

【市民生活・福祉グループ】

◆　清里生活支援ハウスの管理運営（市社会福祉協議会へ指定管理委託）	8,490千円
◆　敬老会の運営委託、老人クラブの活動助成	1,508千円
◆　シニアゲートボール大会・シニア冬季スポーツ大会の運営委託	150千円
◆　地域支え合い事業の運営委託（すこやかサロン、介護予防教室等）	4,761千円
◆　通園バス運営事業	3,167千円

【総務・地域振興グループ】

◆　コミュニティプラザの管理運営	17,023千円
◆　市営バスの管理運行	8,798千円
◆　交通安全の推進、防犯灯等の管理、防犯組合による啓発活動	―
◆　安全で安心な道路管理（計画的施設管理委託、道路修繕工事等）	27,652千円
◆　除雪体制の整備、消融雪施設の管理	168,963千円
◆　ほ場整備事業の支援（経営体育成基盤整備事業、中山間地域農業農村総合整備事業）	34,033千円
◆　中山間地域農業の振興（中山間地域等直接支払交付金、棚田地域振興活動加算）	66,736千円
◆　ビレッジプラン2030による地域農業、集落の維持振興への支援（農村集落の新たなチャレンジ支援事業　県費250千円）	―
◆　櫛池農業振興会の活動支援	―
◆　集落づくり推進員の巡回活動による地域との連携	―
◆　地域協議会の開催、研修等による活動支援	364千円
◆　清里区地域振興事業の活動支援（きよさと夏祭り、荒牧城址狼煙上げへの補助金）	1,100千円

【教育・文化グループ】

◆　スクールバスの管理運行（バス更新費を含む）	23,731千円
◆　上越清里星のふるさと館の管理運営（地域独自の予算事業補助金「スターフェスティバル２０２４」）	25,574千円（908千円）
◆　櫛池地域生涯学習センターの管理運営	1,365千円
◆　体育施設の管理運営（スポーツセンターアリーナ照明ＬＥＤ改修、スポーツ公園管理棟トイレ洋式改修）	33,385千円
◆　公民館事業（生涯学習フェスティバル補助金）	455千円（95千円）
◆　清里区青少年育成会議による青少年の健全育成	―

資料６

令和６年５月 28 日

上越市地域協議会委員　各位

上越市地域政策課長

地域協議会委員証の交付について

このことについて、添付のとおり作成しましたので交付します。

委員証は、地域協議会委員が地域情報・市政情報等を収集するにあたって、円滑に活動できるよう交付するものです。

使用にあたっては次の点にご留意ください。

①　委員として活動するときに携帯してください。

②　地域協議会委員として、地域や市の窓口・施設等での情報収集を行う際、委員としての地位を証明するため提示してください。また、その他の場面で確認を求められたときに提示してください。

③　委員証を紛失又はき損した場合は再発行しますので、所属する地域協議会の事務局となる総合事務所又はまちづくりセンター（以下、「事務局」という。）に申し出てください。

④　委員証の有効期間は任期満了となる令和 10 年４月 28 日までです。任期満了にあわせて事務局へ返納してください。任期の途中で委員資格がなくなった場合は、その時点で事務局へ返納ください。

【市政情報等の収集にあたって】

○　市政情報等の説明や資料提供、施設の見学等を希望する場合、相手方への依頼や日程調整等は事務局が行いますので、まずは事務局にご連絡ください。

○　資料については個人情報や政策形成過程のものなど、提供できない場合もあります。また、施設については、時間を要したり見学できなかったりする場合もあります。

○　地域協議会の審議と関連性がないものや低いものは対応できません。その場合は、個人として情報公開請求や市政情報コーナーでの閲覧等により情報収集をしてください。